

御社の対策は大丈夫? いよいよスタート、マイナンバー制度!

10月から通知スタート、専門家に聞く直前対策Q&A

最近、マスコミなどで目にする機会が増えた「マイナンバー制度」。国民1人ひとりにナンバーが通知され、さまざまな利用方法が検討されている新たな制度です。企業活動にも大きな影響を与える同制度について、税の専門家で関東信越税理士会宇都宮支部の並木正裕業務対策部長と、情報システムに精通した(一社)栃木県情報サービス産業協会の池田勇介理事にうかがいました。

マイナンバーとは、どんなもの?

Q1 マイナンバー制度がいよいよスタートします。どんな制度なのでしょうか?

並木 「マイナンバー」とは、住民票を持つ国民一人ひとりに1つずつ割り当てられる12桁の番号のことです。ナンバーを見てもそこから個人が特定されることがないように、住所地や生年月日などと関係のないものになります。番号はすべて異なっており、同じ家族でも番号が似ることはありません。ちなみに、外国人であっても住民票があれば、マイナンバーは発行されます。また、法人には13桁の「法人番号」が発行されます。マイナンバー同様、1法人につき1つの番号となります。

この制度の狙いの一つは、行政サービスの効率化です。現在、国や地方公共団体の行政機関などでは、社会保障や税、災害対策などの分野で、それぞれ個人情報を管理しています。それらをマイナンバーと一緒にすることで効率的な情報管理を行ったり、各機関同士でのスムーズな情報連携を行うことにより、行政サービスの効率化が図られます。また、情報連携によって、社会保障の不正受給や、税負担の不公平性などの問題の解決が図られますから、公平・公正な社会の実現にも寄与することになります。国民にとっても、行政サービスの効率化による各種手続きの簡素化などのメリットがあります。

図1はマイナンバーが必要になる分野です。現時点では「社会保障関係の手続」「税務関係の手続」「災害対策」の3分野となる

ています。このうち「災害対策」は特殊なケースですから、一般的には「社会保障」「税」の2分野で活用されると考えて良いでしょう。

今年10月からマイナンバー通知がスタートします。そして平成29年1月には、「マイナポータル」の運用が開始される予定です。「マイナポータル」とは、自分専用のポータルサイトを持ち、そこで「マイナンバーを含む自分の情報をいつ、どこでやりとりしたか」を確認することができます。不正なりとりがあれば、ここですぐに発見することができるでしょう。また行政機関からのお知らせも、ここで受け取ることができます。

その後は、さらに広く、地方公共団体等も含めた情報連携がスタートする予定で

す。将来はさまざまな情報と結びつけることで、利便性も向上すると考えられます。

例えばオンラインバンキングや、民間のオンライン取引への利用も検討されています。マイナンバー制度をビジネスチャンスと捉える事ができるのは、こうした「将来の利用の拡大」が考えられているからです。その一方で、カードを落としたり無くしたりした場合の損失や、マイナンバーを不注意に他人に教えた場合のリスクについても、きちんと考えておかなくてはなりません。

Q2 自分のマイナンバーは、どのようにして通知されるのですか?

並木 今年の10月から、個人あてに「通知カード」が送付されます。これは住民票の住所に送られますので、もし現住所と住民票の住所が違っている場合には、今すぐおいた方がいいでしょう。

「通知カード」と一緒に「個人番号カード(マイナンバーカード)」の申請書と返信用封筒も入っています。少しややこしいのですが、これらは次のような違いがあります。身分証の代わりにはなりません。

◎「個人番号カード」

個人にマイナンバーを通知するための紙製のカード。氏名や住所なども記載されていますが、名前の通り通知が目的なので、身分証の代わりにはなりません。

名や住所、生年月日、性別が顔写真つきで記載されています。運転免許証やパスポートなどと同様に、公的な身分証明書として使用できます。内部にはICチップが埋め込まれています。

「個人番号カード」を取得するためには、申請する必要があります。「通知カード」に同封されていた申請書に本人の顔写真を貼って、返信用封筒で郵送してください。またオンライン申請も可能です。スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで送ります。カードは市町村の窓口で、平成28年1月以降に受け取ることができます。

制度の導入と企業の対応

Q3 私たち民間企業にとって「マイナンバー制度」はどうな対応が必要になるのでしょうか?

並木 マイナンバー制度への対応として、企業に求められるのは、大きく分けて「関係業務の確認と対応」「安全管理の確認」と対応」そして「従業員教育」です。

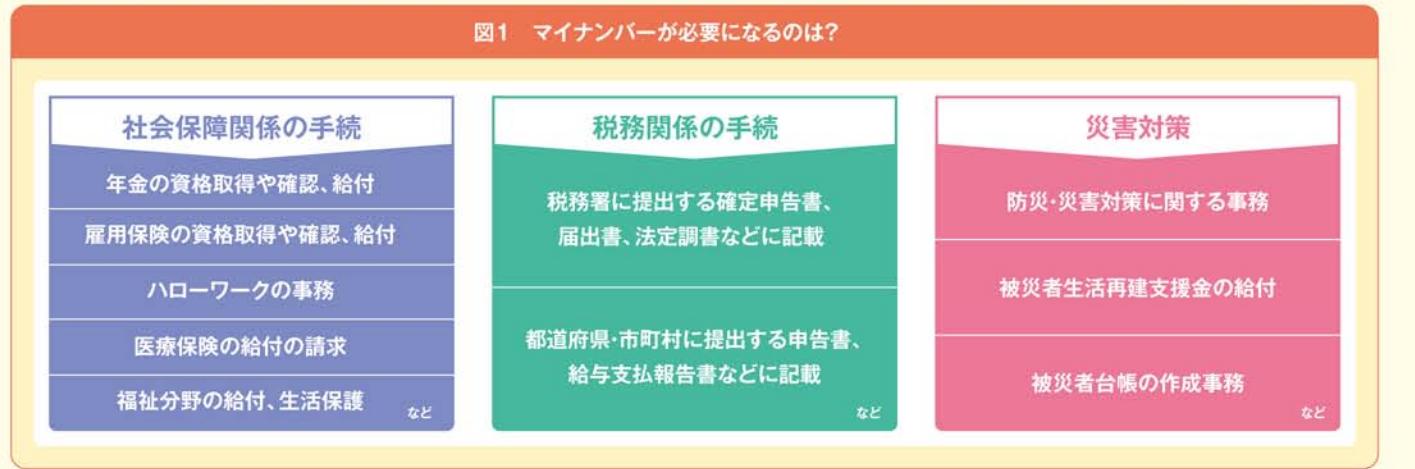
図2は、企業と従業員、行政機関などにおけるマイナンバーの取り扱いの概略です。マイナンバーを実際に利用するのは個々の国民と行政など関係機関ですが、企業



一般社団法人
栃木県情報サービス産業協会 理事
株式会社アイシー・エス
代表取締役会長 池田 勇介氏



関東信越税理士会宇都宮支部
業務対策部長
あすか中央税理士法人 代表社員
税理士 並木 正裕氏



プラスチック製で、マイナンバーの他に氏名、年齢、性別などを記載する「個人番号カード」

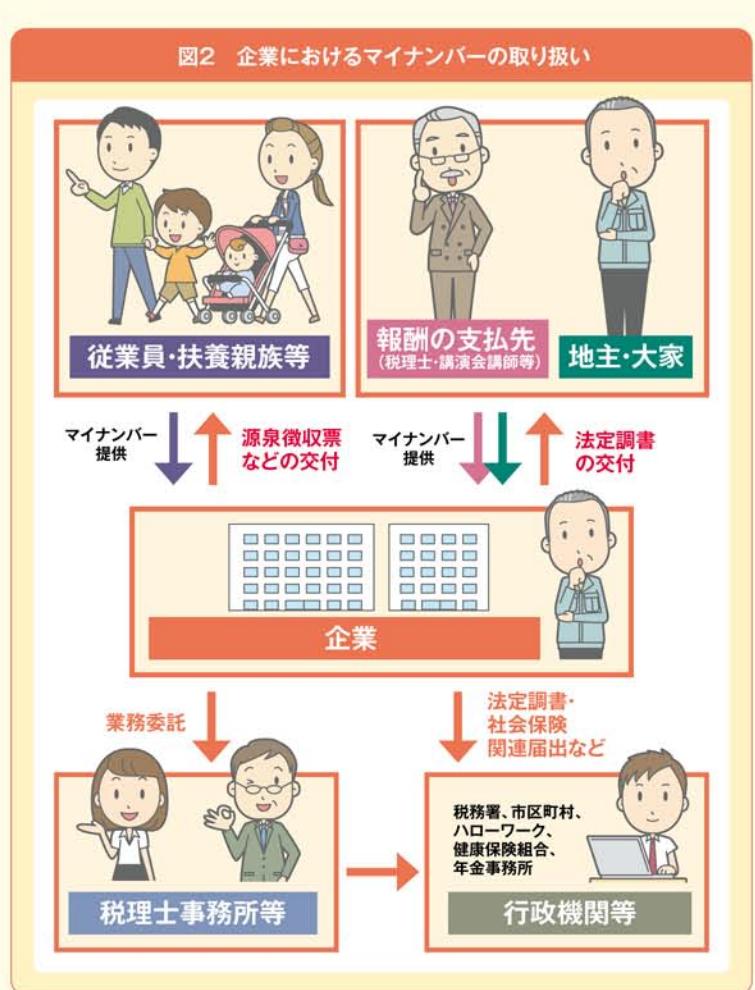


図5 法令で保管期間が定められている書類

	書類名	保管期間
税関係	扶養控除等申告書 退職所得の受給に関する申告書	提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間
	雇用保険関係書類	退職した日から4年間
社会保険関係	労災保険関係書類	退職した日から3年間
	健康保険・厚生年金保険に関する書類	退職した日から2年間

マイナンバーの管理は細心に

Q4 マイナンバーを従業員から取得する場合は、どんなことに注意すればいいでしょう？

並木 マイナンバー取得の際に、会社は従業員に対してきちんと利用目的（源泉徴収票を作成する）などを説明するところが大切です。その上で、マイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書など）を受け取ります。さらに、従業員の本人確認を行います。

並木 マイナンバーが正しいか確認を行います。また、マイナンバーが正しく（番号確認）と「そのマイナンバーが大切です。その上で、マイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書など）を受け取ります。さらに、従業員の本人確認を行います。

書類の保管には、細心の注意が必要ですね。具体的にはどうやっていけばいいのでしょうか？

Q5 細心の注意が必要ですね。

並木 大前提として、保管すべき書類と破棄すべき書類をきちんと区別することが挙げられます。

保管すべき書類は、図5の通りです。それぞれ保管期間も違っていますので、注意してください。

本人確認のための書類は、法令上は保管義務がありません。ですから、従業員

を提示している人が本人かどうか（身元確認）の2つの確認作業があります。従業員が「個人番号カード」を持つていればそれを提示してもらい、番号確認および身元確認を行います。「通知カード」や「住民票」でも構いませんが、その場合は運転免許証など写真付きの身分証明書もあわせて提示してもらう事になります。ただし正社員など従業員の場合には、基本的に身元確認は済んでいると考え、番号確認だけでも構いません。

税関係では、扶養親族の本人確認は従業員自身が行います。ただし国民年金の第3号被保険者の届出の場合には、会社が配偶者の本人確認を行う必要があります。この場合は従業員および扶養親族の個人番号カード等の他に、従業員が代理権者であることを確認できる書類（配偶者の統柄が記載されている戸籍謄本や世帯全員の住民票、本人の健康保険証など）が必要になります。

Q6 マイナンバーと情報システム

池田 安全管理措置には「組織的対策」「人間的対策」「物理的対策」「技術的対策」の4つがあります。

「組織的対策」は、組織態勢の整備や取り扱い規定の設定など、会社としての取

り扱いルールの決定（組織的対策）意識づけだけしても、具体的に何をどうすればいいのか分からなくては困ります。ルールを決め、それに従って行動しましょう。誰が責任者か、どんな業務で取り扱うのか、どうやって保管や破棄を行うなどです。並木先生の説明にあったチェックリスト（図4）を参照してください。

企業の業務ではパソコンを使用することがほとんどです。一ト関連も含めた安全管理措置について、教えてください。

Q6 マイナンバーと情報システム

②取り扱いルールの決定（組織的対策）

意識づけだけしても、具体的に何をどうすればいいのか分からなくては困ります。ルールを決め、それに従って行動しましょう。誰が責任者か、どんな業務で取り扱うのか、どうやって保管や破棄を行うなどです。並木先生の説明にあったチェックリスト（図4）を参照してください。

図3 マイナンバー対応ロードマップ

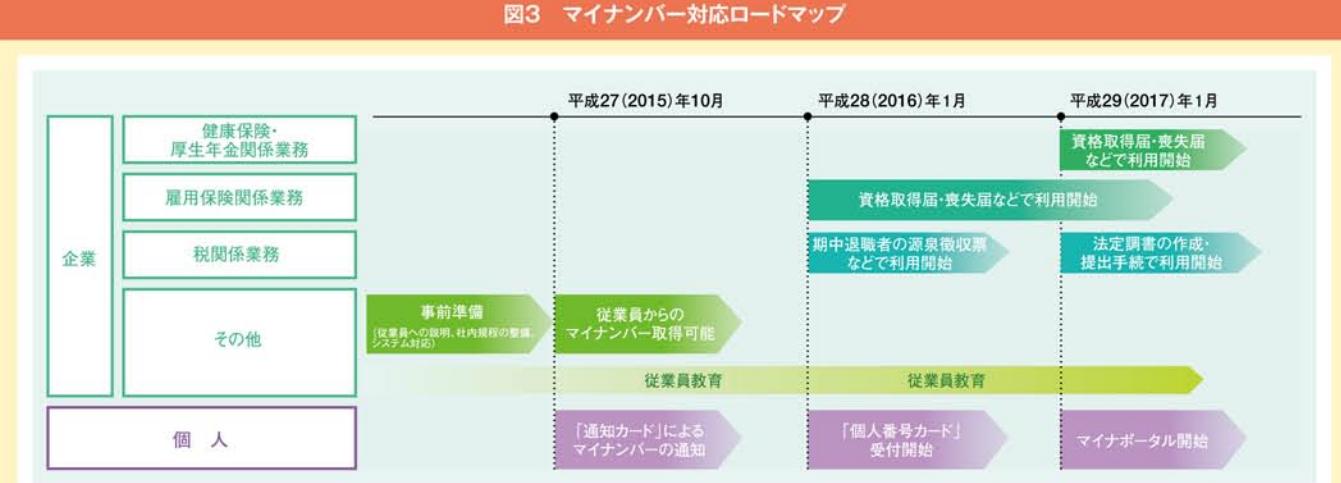


図4 マイナンバー対応チェックリスト

項目	実施予定期	チェック欄
①マイナンバーの事務取扱担当者・責任者を決めたか？	/	
②マイナンバーを取り扱う自社の業務を洗い出したか？	/	
③業務ごとのマイナンバーの取得時期や取得方法、本人確認の方法を決めたか？	/	
④マイナンバーが記載された書類の保管方法を決めたか？（施錠可能なキャビネット等）	/	
⑤マイナンバーが記載された書類の廃棄方法を決めたか？	/	
⑥マイナンバーの取得・保管・廃棄や、法定調査等の作成に関する業務日誌を整備したか？	/	
⑦番号制度の要点、禁止事項などについて、社内研修などで周知したか？	/	
⑧個人番号の利用目的を全従業員に説明したか？	/	
⑨給与計算ソフトなどの業務ソフトについて、安全管理のために必要な機能が備わっているか確認したか？	/	
⑩給与計算ソフトなどを利用するパソコンの配置場所を検討したか？	/	
⑪給与計算ソフトなどの利用者を、ユーザー管理機能（ユーザーID、パスワードなど）により、限定したか？	/	
⑫パソコンにウイルス対策ソフトを導入したか？外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォールを設置したか？	/	
⑬税理士や社会保険労務士などの業務委託先が適切な安全管理措置をとっていることを確認したか？	/	

たり、取得したマイナンバーを保管することも、厳重な制限がかかれています。また、漏えいなどを防ぐための安全管理措置も求められています。

例えば、書類に記載するためのマイナンバー情報を従業員から取得するか、従業員が退職した場合の情報の破棄はどうするか、マイナンバー情報を含む書類の管理はどうするかなど、さまざまなことを決め、実行しなくてはなりません。

図3はマイナンバー対応のロードマップです。本格的な利用は平成29年1月からですが、退職者への源泉徴収票作成などに対応することを考えれば、来年1月までには準備を済ませておく必要があるでしょう。

セミナー講師などへの報酬を支払った場合や、地主・大家に地代や家賃を支払った場合は、支払先からマイナンバーを取得し、法定調査に記載する必要があります。相手が法人の場合には、法人番号を取得することになります。

「安全管理」とは、マイナンバー情報の管理保全です。マイナンバー情報は「特定個人情報」として法律に定められており、法律に定められた利用目的以外で利用したり他者に提供したりすることは、禁止されています。もちろん、他者から取得し

てはなりませんが、これを参考に自社の手帳を作成してみてください。

セミナー講師などへの報酬を支払った場合や、地主・大家に地代や家賃を支払った場合は、支払先からマイナンバーを取得し、法定調査に記載する必要があります。相手が法人の場合には、法人番号を取得することになります。

「安全管理」とは、マイナンバー情報の管理保全です。マイナンバー情報は「特定個人情報」として法律に定められており、法律に定められた利用目的以外で利用したり他者に提供したりすることは、禁止されています。もちろん、他者から取得してはなりませんが、これを参考に自社の手帳を作成してみてください。

セミナー講師などへの報酬を支払った場合や、地主・大家に地代や家賃を支払った場合は、支払先からマイナンバーを取得し、法定調査に記載する必要があります。相手が法人の場合には、法人番号を取得することになります。

いようにします。企業規模が大きくなれば複数人を決める必要があるでしょうが、できるだけ絞ってください。

①保管の徹底（物理的対策）

マイナンバーが記載されている書類については、必ず施錠できる書類棚に保管すること。短い時間でも机を離れる場合には、必ず戻して施錠すること。必要がなくなつたからといって、不用意にゴミ箱に捨てたりせず、きちんと破棄することなどが大切です。

⑤パソコン管理の徹底（技術的対策）

またパソコンのデータについては、書類作成や給与計算システムなどの使用が考えられます。扱うパソコンを限定し、使用権限やパスワードの設定を行うことは不可欠です。ソフトそれぞれにパスワードが設定できる場合は、行った方が良いでしょう。暗号化なども導入を検討してください。

安全管理措置を行うことは、法律で義務づけられています。また企業の社会的信用にも関わってきます。全社的に取り組んで、企業の力をアップさせるチャンスとして活用すると良いのではないでしょう。

Q7 給与計算システムなど企業の情報システムの導入や見直しの際に、注意するポイントはどんなことでしょうか？

池田 近年は、パソコンが社内ネットワークやインターネットと接続しているのが、当た

てしまつた場合には提出すれば利用目的の範囲内となります。

Q9 直接対面してマイナンバーを取得するのが難しい場合には、どうしたら良いでしょうか？

並木 対面による本人確認が本来のあり方ですが、さまざまな事情でそれが難しいことも考えられます。例えば大家や地主が遠隔地に住んでいるケースなどです。その場合には、書面やメール、代理人による確認などが可能です。

①書面による取得

大家など、継続して取引のある相手の場合には、理由や方法などを書いたマイナバー提供依頼の文書を送付し、通知カー

ドや個人番号カードのコピーを貼付けて返送してもらうことも、可能です。その場合、書面には相手の住所氏名を印字すること、その書面をそのまま返送してもらう（コピーではなく、こちらが送った書面に貼付けてもらう）ことが肝心です。

②メールによる取得

個人番号カード（両面）か、通知カードと写真付き身分証明書、住民票の写しと写真付き身分証明書のいずれかを、スマートフォンや携帯電話のカメラなどでデータ化し、メールで送信してもらうことができます。セキュリティには十分注意してください。添付ファイルにはパスワードを設定し、そのパスワードは別便で送るなどの工夫が不可欠です。

並木 こちらが依頼したか、相手が依頼したかでやり方は変わりますが、代理人に依頼する方法も可能です。

Q10 身分証明の際はナンバーに注意を

並木 マイナンバー制度について、少し説明します。これは最初の項目でもお話ししたように、法人

り前になっています。しかし不正アクセスやコンピューターウイルスなどを考慮すると、セキュリティ対策は厳重に行う必要があります。そのためには、まずユーザー管理やパスワード設定の機能が求められます。またマイナンバーの暗号化など、情報への不正アクセス防止機能も必要です。さらに、マイナンバーの出力（印刷など）を制限する機能も求められます。不要になったマイナンバーを削除することもできなくてはいけません。さらに、誰がいつ使用したかというログ（操作記録）の自動保存機能も欲しいところです（図6）。

池田 近年は、パソコンが社内ネットワークやインターネットと接続しているのが、当た

それだけで安心せず、もう一段進んだ対策も考えてみてください。ネットワーク自体のセキュリティ強化です。最近はUTM（統合脅威管理）という、ファイアーウォールやアンチウイルス、不正アクセス防止などクセス防止機能も必要です。さらに、マイナンバーの出力（印刷など）を制限する機能も求められます。不要になったマイナンバーを削除することもできなくてはいけません。さらに、誰がいつ使用したかというログ（操作記録）の自動保存機能も欲しいところです（図6）。

池田 ちなんに株式会社など会社組織だけでなく、国の機関や地方公共団体、その他法人や団体に対しても1法人1つずつ、国税庁長官が指定します。あくまで1法人ですから、支店や事業所、個人事業主には指定されません。

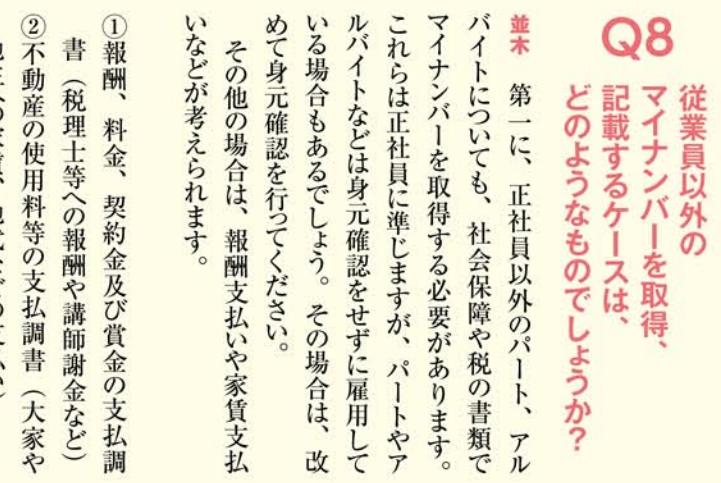
池田 法人番号も、個人番号と同様に今年10月から通知書送付が予定されています。これは登記上の所在地に送られますから、もし所在地情報を変更し忘れている場合は、急いで対応してください。

池田 さて、法人番号は名称・所在地とともに、インターネット上で公開されます。データのダウンロードも可能です。また利用制限もありません。ですから、今後さまざま行政サービスへの利用の拡大や、民間ベー

スでの活用などが期待されています。

また、これまで身元確認に使用された「住民基本台帳カード（住基カード）」は「個人番号カード」発行に合わせて、新たな発行が停止されます。もちろん、これまで発行された「住基カード」は引き続き有効期限までは身分証明書として利用できますが、早めに「個人番号カード」を市町村窓口で受け取る際に、「住基カード」の回収も行われる予定です。

池田 マイナンバー制度はこれからスタートする制度なので、分かりにくい事がたくさんあると思います。そういう時には、私どもお話ししたように、法人



従業員以外の人からの取得は？

マイナンバーを取得するケースは、どのようなものでしょうか？

並木 第一に、正社員以外のパート、アルバイトについても、社会保障や税の書類でマイナンバーを取得する必要があります。これらは正社員に準じますが、パートやアルバイトなどは身元確認をせずに雇用している場合もあるでしょう。その場合は、改めて身元確認を行ってください。

並木 他の場合は、報酬支払いや家賃支払いなどが考えられます。

①報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（税理士等への報酬や講師謝金など）
②不動産の使用料等の支払調書（大家や地主への家賃、地代などの支払い）
③不動産等の譲り受けの対価の支払調書（不動産等の売買又は貸付けのあせん手数料の支払調書（不動産売買や貸付けのあせんをした者への手数料支払い）
④配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（株主への利益配当などの支払い）
⑤地主への家賃、地代などの支払い

これらのケースでも、マイナンバーの利用目的はきちんと説明して取得する必要があります。また、②の「不動産の使用料等」では、年間支払い合計額が15万円以下であれば、提出義務がありません。ただし、禁止されているわけではないので、取得し

池田 も税理士が身近な専門家としていつでも相談に乗りますので、お気軽に声をかけてください。

池田 「個人番号カード」は身分証明書として使用されることになります。これまで、レンタル店などでカードを作る際に、運転免許証などの提示を求められ、番号を写されたり、免許証全体をコピーされた経験があると思います。今後、「個人番号カード」を本人確認に使用する場合、マイナーバーは提示しないよう注意してください。店側も、マイナンバーを取得する行為は禁止されています。

池田 マイナンバー制度は、ずいぶん前から準備されて来ましたが、ようやく実施にこぎつけた感があります。現在のところは用途も限られていますが、今後は徐々にさまざまな情報連携が拡大し、企業活動や市民生活にさまざまな影響を与えると考えられます。それだけに、特に情報セキュリティの部門では、さまざまな注意や対応策が不可欠になるでしょう。ぜひ情報サービス関連企業にご相談ください。

いかがでしたか？ 同制度については、当所でも会員の皆さまのご相談を受けています。お気軽に立ち寄りください。

（記事内容は 平成27年8月31日現在）



Q10 その他、マイナンバー制度について、少し説明します。これは最初の項目でもお話ししたように、法人

マイナンバー制度はこれからスタートする制度なので、分かりにくい事がたくさんあると思います。そういう時には、私どもお話ししたように、法人

並木 法人番号について、少し説明します。これは最初の項目でもお話ししたように、法人